

テロ等準備罪こと

「共謀罪」

対策本部ニュース

NO. 4

溢れた会場。この熱気を4. 8へ



Q: いやあ、会場溢れましたね！

A: 3月6日の学習会だね。この問題でどれだけの人が集まるか、不安だったけれども、弁護士会大会議室が溢れた。120部用意した資料が全部なくなったから、実際の参加数はもっと多かったと思う。この勢いを4月8日の市民集会、パレードにつなげたいね。配布されたレジュメをつけておくよ。



「無罪」でも手遅れ？

Q: 瀧野先生のお話、どうでしたか？

A: さすが学者だなと思ったのは、**捜査手続きとの関係を緻密に論じておられたこと**だ。特に印象に残ったのは、**共謀罪で捜査の対象となったら、たとえ裁判で無罪になっても「回復不可能」なダメージを受ける**。つまり、逮捕とか勾留とか、捜索差し押さえとか、そういう捜査手続き自体が、アクティブな市民の人達や団体にとっては致命的なものとなりかねない危険を指摘しておられた点だね。

混ぜると危険！ - 盗聴法・司法取引との関係

A: それと、瀧野先生の話でナルホドと思ったのは、**「共謀罪」と「通信傍受法」そして「司法取引」との「相性」がとてもいい**ということだ。安保法と特定秘密保護法の時にも「混ぜると危険」と言われたけれど、それと一緒にだね。1+1が3にも4にも5にもなって、**えん罪の温床**にもなる。瀧野先生のレジュメ8頁にえん罪が生まれるシナリオが描かれているよ。

Q: 「通信傍受法」とか、「司法取引」については、どう説明すればいいんでしょうね。

A: 「**通信傍受**」は刑訴法222条の2に定義がある。「**同意を得ないで電気通信の傍受を行う**」制度だ。電話だけでなく、メールやライン、ファックスも対象になる。2016年の刑訴法改正で傍受の範囲も広げられ、手続きも簡略化されて「使いやすい制度」になった。同時に導入されたのが「**司法取引**」だ。瀧野先生のレジュメ6頁に定義がある。**共謀罪との関係では「密告奨励制度」として機能する**だろう。

Q: それらと共謀罪の相性がいいってどういうことですか

A: 簡単だよ。**通信傍受や密告なしに、どうやって「共謀」や「計画」の段階から捜査ができる？**逆に、共謀罪が成立すれば、通信傍受や司法取引が活躍する場がぐぐっと増えるよね。

Q: でも、通信傍受って、対象になる犯罪が限定されているんですよね？

A: 確かに。これを直接「共謀罪」の捜査に使おうと思えば、法律の改正が必要になる。ただ、その「改正」がされない保障はどこにもない。というか、されるだろう。それと、瀧野先生の指摘で鋭いと思ったのは、**法律改正前でも危険だ**ということ。もともと、**どんな会話がなされるかなど予測できないから、通信傍受の令状チェックは機能しにくい**と言われている。では、**今認められている罪名で通信傍受の令状をとって、「たまたま」別罪名の「計画」「共謀」の存在が判明したときどうなるか**。別件逮捕ならぬ**「別件傍受」**だな。その結果を直接証拠として裁判に出すことができなくても、「**自白**」を引き出す**道具としては十分使える**。

目的に「テロ」追加。矛盾がより鮮明に

Q: そうですね、法案に「テロ」という言葉がはいるそうですね

A: ああ。目的のところに、「テロリズム集団その他の」との文言を追加することにしたらしい。さすがに、テロという言葉もなしでは「看板に偽りあり」という批判に耐えられないのだろうね。でも、しっかり「**その他の**」という言葉もついている。それに、「別表」に**ずらり並んだ罪名のどれとどうい**う関係があるのか、かえって説明に苦勞することになるんじゃないかな。

Q: ちなみに、日本ではテロ対策立法が十分されているといいますが、本当ですか。

A: ああ。考えようによっては、十分すぎるほどにね。大体、「**銃刀法**」もない国に「**共謀罪がないなんて**」と**批判する資格はない**よね。ちなみに、この点は、日弁連の意見書がよくできているから紹介しておくよ。6頁以下を読んで欲しい。

みんなで成功させよう。STOP共謀罪！

4月8日(土) 14:00～
文化会館小ホールから市街へ
共謀罪法案の撤回を求める市民集会・パレード

A: ということで。4月8日の集会、パレードをする頃には、国会の論戦がたけなわになっているはずだ。何とか成功させたいね。ただ、特にパレードには人手がいる。ぜひ、若手の人達を含めて、一人でも多くの会員に協力して欲しいものだね。

文責: 対策本部メンバー

宮尾耕二

日弁連意見書より

(2) 我が国においては、主要な暴力犯罪について、「未遂」以前の「予備」、「陰謀」、「準備」段階の行為を処罰の対象とする規定が相当程度存在している。

まず、生命・身体・財産等を保護法益とするものとしては、殺人(刑法第201条、組織的犯罪処罰法第6条第1項)、強盗(刑法第237条)、身の代金目的略取(刑法第228条の3)、営利目的等略取及び誘拐(組織的犯罪処罰法第6条第2項)、いわゆるハイジャック(航空機の強取等の処罰に関する法律第3条)等について、「予備」の段階を処罰の対象とし、治安を妨げ、身体財産を害することを目的としての爆発物の使用(爆発物取締罰則第4条)、他人の身体に対して害を加えることの「共謀」への参加(ただし、その一部の者が予備行為をした場合に限る。)(軽犯罪法第1条第29号)等について、処罰の対象とされている。

次に、公共の安全を保護法益とするものとしては、現住建造物等放火(刑法第113条)、激発物破裂(同法第117条)、化学兵器を使用して毒性物質を発散させる化学兵器等使用(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第40条)、病原体等を発散させて公共の危険を生じさせる行為(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第67条第3項)、サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為(サリン等による人身被害の防止に関する法律第5条第3項)、放射線を発散させる行為(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第3条第3項)、けん銃等の輸入罪(銃砲刀剣類所持等取締法第31条の12)、核物質の輸入罪(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第6条第3項)、麻薬等、覚せい剤、大麻の輸入・輸出等(麻薬及び向精神薬取締法第67条、第69条の2、覚せい剤取締法第41条の6、大麻取締法第24条の4)、犯罪収益等に関する事実の仮装、隠匿(組織的犯罪処罰法第10条第3項)等について、「予備」の段階を処罰の対象としている。さらに、2人以上の者が他人の生命等に対して共同して害を加える目的で凶器を準備して集合する行為等(刑法第208条の2)について、「準備」の段階を処罰の対象としている。また、公衆等脅迫目的の犯罪を実行しようとする者が武器を購入するために資金を集める行為、これらの者を援助する目的で資金、土地、建物、物品、役務を提供する行為が処罰の対象とされているが(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第2条から第5条)、これは公衆等脅迫行為の「準備」と言えるものである。

さらに、国家を保護法益とするものとしては、内乱(同法第78条)、外患誘致、外患援助(同法第88条)、私戦予備及び陰謀(同法第93条)等について、「予備」、「陰謀」の段階で、処罰の対象とされている。自衛隊員(治安出動命令を受け、防衛出動命令を受けた者を含む。)が上官の職務命令に対して多数共同して反抗等する行為(自衛隊法第119条、同法第120条、第122条)、特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らす行為、法令の規定により特定秘密の提供を受けた者がこれを漏らす行為(特定秘密の保護に関する法律第25条)等について、「陰謀」の段階を処罰の対象としている。

以上のとおり、我が国には、「予備」、「陰謀」、「準備」の段階を処罰の対象とする立法が既になされており、「陰謀」段階を処罰する新たな立法をする必要性は乏しい。

(3) テロ対策のための立法がなされてきたこと

国連は、国連越境組織犯罪防止条約とテロ関係の条約を明確に区別した上で、テロ対策のための条約を多数制定している。例えば、ハイジャック防止のためのハーグ条約(1970年)、核物質防護条約(1980年)、シージャック防止条約(1988年)、プラスチック爆薬探知条約(1991年)等のテロ防止関連13条約がそれである。

また、2002年には、国連のテロ資金供与防止条約が締結され、我が国では、(2)記載のとおり、国内法としてテロ資金提供処罰法(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律)が制定された。この法律は、公衆等脅迫目的の犯罪を実行しようとする者を援助する目的で資金等を提供する行為である「準備」行為についても、処罰の対象とし、処罰対象者の範囲も、実行者に直接利益を提供する協力者だけでなく、間接的に支援する協力者にまで拡大している。

2007年には、(2)記載のとおり、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律が成立し、この法律においても、放射線を発散させる行為について「予備」を処罰することとされている。